

石子政第 327 号
令和2年11月17日

石狩市子ども・子育て会議
会長 吾田 富士子 様

石狩市長 加藤 龍幸



石狩市子ども・子育て会議条例第2条第2項の規定に基づく諮問について

下記のとおり、貴会議の意見を求めます。

記

諮問案件

1. 石狩市児童館条例の一部改正について（資料1）
2. つくしクラブの廃止について（資料2）

令和3年1月5日

石狩市長 加藤 龍幸 様

石狩市子ども・子育て会議
会長 吾田 富士子

石狩市児童館条例の一部改正及びつくしクラブの廃止について（答申）

石狩市子ども・子育て会議条例第2条第2項の規定に基づき、令和2年11月17日付け石子政第327号で諮問のありました石狩市児童館条例の一部改正及びつくしクラブの廃止については、本会議において審議を行った結果、適切であると認め、ここに答申します。

なお、審議の過程において各委員から提起された意見を取りまとめ、下記のとおり付帯意見として述べますので、十分尊重されますようご配慮願います。

記

【付帯意見】

1．石狩市児童館条例の一部改正について

開館時間や休館日については、利用者の声を把握し、利用ニーズに対応できるよう配慮していただきたい。

2．つくしクラブの廃止について

つくしクラブの利用を希望する家庭の意見を聴いたうえで、廃止に伴う課題等があれば丁寧な対応をお願いしたい。